

# 定 款

## ブロードメディア株式会社

昭和48年 6月25日設 立  
平成11年12月28日全面改定  
平成12年 4月 1日改 定  
平成12年 6月20日改 定  
平成13年 2月13日改 定  
平成14年 1月18日改 定  
平成14年 6月20日改 定  
平成15年 6月20日改 定  
平成16年 6月18日改 定  
平成16年12月14日改 定  
平成17年 5月20日改 定  
平成17年 6月17日改 定  
平成18年 4月 1日改 定  
平成18年 6月16日改 定  
平成19年 6月20日改 定  
平成19年10月 1日改 定  
平成21年 6月23日改 定  
平成28年 6月24日改 定  
令和元年 6月28日改 定  
令和 3年10月 1日改 定  
令和 4年 6月24日改 定

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ブロードメディア株式会社と称し、英文では、Broadmedia Corporation と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。

1. ハードディスク等の記録媒体または通信ネットワークを利用した映画、ゲーム、音楽を含む映像・音声・データ等のコンテンツ配信サービス
2. 映画、ゲーム、音楽を含む映像・音声・データ等のコンテンツの企画、制作、仕入れ、マーケティング、配信、販売、譲渡、利用許諾および管理ならびにこれらの仲介
3. コンテンツ配信システムの企画、開発、構築、販売、レンタルおよび利用許諾ならびにこれらの運営・管理業務
4. 放送サービス、コンテンツ配信サービスおよびこれらのサービス上で提供される放送チャンネル・番組、各種コンテンツのマーケティング業務および販売業務
5. 放送サービス、コンテンツ配信サービスのユーザー向け各種サービスの提供およびそれに係る会員組織の運営
6. 放送・通信機器、家庭用電化製品、コンピュータ、その周辺機器、コンピュータネットワークシステムおよびソフトウェアの開発、設計、製造、リース、レンタル、販売、販売代行、営業代行、導入および設置工事ならびに保守管理
7. インターネット技術を利用した各種情報提供、情報処理および情報通信サービスのマーケティング業務および販売業務
8. 各種携帯電話等の移動体通信機器およびその付属品の販売、レンタルならびに加入手続の取次代理店業務
9. 古物品の売買、販売代行および仲介業務
10. 電気およびガス、エコ商品の販売ならびに仲介、各種工事および設計、施工ならびに管理
11. コールセンター事業の運営およびオペレーターの教育
12. 劇場用映画、テレビ番組等の映像ソフトの企画制作、販売および賃貸
13. 映画、放送その他の映像および音声媒体の音声制作、テキスト制作、日本語版を含む多言語版制作
14. 上映設備、放送用設備、スタジオ、撮影・録画・録音機材の賃貸および管理
15. 保管業、倉庫業および倉庫等の賃貸業

- 16.音響機器および映像機器等の企画、製作、販売、レンタル、およびその周辺機器のリースおよび賃貸業
- 17.電気通信設備工事およびこれに付帯する設備の開発、販売ならびに賃貸、斡旋、保守
- 18.通信単位制高等学校の運営
- 19.学校および教室の経営、教育に関するカリキュラム、教材の作成、販売、教師養成および派遣、検定試験の実施運営
- 20.学童保育、保育園、託児所等の保育施設の経営および保育施設関連事業
- 21.労働者派遣事業および有料職業紹介事業
- 22.書籍、雑誌その他印刷物の企画、制作および販売
- 23.電気通信事業法に基づく電気通信事業
- 24.著作権、著作隣接権、工業所有権、ノウハウその他の知的財産権の取得、譲渡、使用許諾、保守、管理ならびにこれらの仲介業務
- 25.広告代理店業務および広告に関する市場調査、市場分析
- 26.各種イベントの企画、制作、運営
- 27.通信販売業
- 28.損害保険の代理店業務および生命保険の募集に関する業務
- 29.各種商材の取次業および販売代理業
- 30.前各号に付帯または関連する輸出入業務
- 31.前各号に付帯または関連する調査、企画、研究、開発、広告、宣伝およびコンサルティング業
- 32.前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1.取締役会
- 2.監査役
- 3.監査役会
- 4.会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,000万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第3章 株主総会

(招 集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集地)

第12条 当社の株主総会は、東京都区内で開催する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は8名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定め、また必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の規定の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

### (員数)

第28条 当社の監査役は4名以内とする。

### (選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### (監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

### (監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

### (報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### (監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に

基づく責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

以 上